

第1回合同会合における指摘事項への回答  
(事故時の対応の整理)

1. 国レベルの枠組み

化学物質排出把握管理促進法

化管法の目的は、事業活動に伴う環境中への排出量を事業者が把握することにより、自主的な管理の改善を促すこと。

PRTR制度により、一定要件の事業者に対象化学物質の1年間の排出量・移動量の届出を義務付け。

化管法の対象化学物質の指定は、主として慢性毒性により選定しており、急性毒性は選定項目としていない。

< PRTR対象物質 >

法律上の定義

その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範囲な地域の環境において継続して存すると認められる化学物質であって、以下のいずれかに該当するもの

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、

自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が に該当するもの、

オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に達する到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの

物質指定の考え方

平成12年2月に化学品審議会、中央環境審議会及び生活環境審議会から答申され「化管法に基づく対象化学物質の指定について」において物質選定のための具体的な項目は以下のとおりとすると整理されている。

人の健康を損なうおそれに関する項目  
吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性  
変異原性、生殖/発生毒性、感作性  
動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれに関する項目  
水性生物に対する生態毒性  
オゾン層の破壊により人の健康を損なうおそれに関する項目  
オゾン層を破壊する性質

また、同答申では急性毒性物質に関連して、「事故時の大量排出の際などでは問題となるが、通常の環境濃度レベルで問題とならない有害性については、そのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる可能性はないと考えられる。」とされている。

他法令

急性毒性物質に関する対応については、毒劇法等で規定されており、事業所等の外への漏洩防止等の措置が定められている。

事故時対応の観点から、地元の消防、警察等への事前の届出及び事故発生時の情報伝達体制が構築されている。

< 毒物及び劇物取締法 >

毒物(100項目)・劇物(357項目)を規制対象としており以下の措置を規定。

業務上の製造・輸入、販売、使用段階における飛散・漏えい等の防止措置を義務付け。

飛散、漏えい等の事故発生時に、不特定又は多数の者に危害が生ずるおそれがある時は、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ることを義務付け。

事故発生時に、保健衛生上の危害防止のための必要な応急措置を講じることを義務付け。

< 消防法 >

毒劇法の対象物質のうち火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について以下の措置を規定。

シアン化水素、ヒ素、塩化水素などについて一定数量以上貯蔵又は取り扱う事業者には最大貯蔵数量等を所轄消防長又は消防署長に届出することを義務付け。

< 大気汚染防止法・水質汚濁防止法 >

大防法、水濁法において、一部の急性毒性物質について以下の措置を規定。

アンモニア、シアン化水素などが、事故の発生により大気中若しくは公共用水域に排出されたときは、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報することを義務付け。